

自治基本条例の一般的な条例項目を整理した全体概要表

出展 自治基本条例のつくり方 松下啓一 ぎょうせい 2007年6月

大項目	小項目	他自治体における主な記載内容	主要な論点・ポイント
前文		条例制定の由来や背景、まちづくりの方向性や基本原理	市民の思いをまとめる、自由な表現が可能。
基本事項	1 目的	条例で規定すること、明らかにすること、最終目的、そのサブ目的	自治の実現、まちの実現など
	2 条例の位置づけ	法体系上の位置づけ	法令の総則に置くか、補足におくか
	3 基本用語	市民、参画・参加、協働、市、執行機関、まちづくりなどを定義	
	4-1 まちづくりの主体 市民	市民概念の定義、市民のまちづくりに際しての権利責務等	市民概念をどのように定義するか
	4-2 まちづくりの主体 コミュニティ	町内会、地域自治組織などの定義、及びまちづくりに際しての権利責務等	
	4-3 まちづくりの主体 事業者	事業者の役割、権利責務等	市民概念として事業者が定義される場合は、あえてかかれない場合も多い
	4-4 まちづくりの主体 行政	執行機関の範囲、責務、役割等	市長、職員のほか、行政委員会をどこまで含めるか
	4-5 まちづくりの主体 議会	議会の責務	意思決定・監視としての機関か、参加・政策提案の機関か
まちのあるべき姿		まちの内容(ありよう)	基本的にはまちの内容は総計にゆだねるのが妥当。書くとしても量的に書けることは制限される。
市民の権利・責務		地方自治法における住民の権利・まちづくりに対する新たな権利、まちづくりの主体としての自覚、行動を責務とする	新たな権利として、参加の権利、情報を知る権利、学ぶ権利、などがある。
まちづくりの基本原則	1 基本理念・基本原則	まちを作る際の基本的な考え方、その具体的な進め方	基本理念を前文に、基本原則を箇条書きで、といった選択肢もある。
	2 住民自治の原則	個人の尊重、人権の保障、自主性の尊重、能力の発揮、など	補完性の原理を書く場合もある
	3 情報共有の原則	行政情報を市民が共有する＋市民・市民団体からの情報を行政も共有する	制度やシステムも併せて記述するケースが多い
	4 参加の原則	市民の参加の機会を保障する、市民参加を図る為の取り組みをすすめる、政策提案制度の	市民が行政活動に参加する場合、市民活動に行政が参加する場合などをどう整理する
	5 協働の原則	協働の定義・原則、協働促進のための措置、など	協働の当事者として町内会を含めるかどうか
まちを創造する仕組み	1 情報公開・提供、共有	行政情報を公開する責務のほか、分かりやすい提供方法など	出資団体を公開とするかどうか
	2 行政情報を知る権利	市民が主体的にまちづくりに関わる権利	
	3 個人情報保護	個人情報保護の行政責務のほか、市民、市民団体も責務を有する	個人情報保護の権利の内容の範囲をどのように定義するか
	4 説明責任	行政、市民等の企画立案、実施、評価などを説明する責務	市民等の説明責任を入れるか
	5 評価	評価の実施、評価後の施策への反映、評価への市民参加など	外部監査も記載するか、市民活動の評価を含めるか
	6 参加の権利	まちづくりに参加する権利と責務、不参加の際の不利益を課さないこと	
	7 未成年者のまちづくりに参加する権利	未成年者がまちづくりに参加する権利	権利を規定するか、実質的な参加の担保を責務としてめいきするか
	8 市民参加の機会・実施	参加の為の制度・手続きや参加の対象と段階など。	他項目と重複する場合もある。
	9 総計によるまちづくり、策定への参加、	参画プロセス、計画策定の原則、策定における参加の手続き	
	10 意見聴取手続き	パブリックコメント、公聴会、意見募集、政策案の公表、など	通常は手続きは下位条例で定める
	11 意見要望苦情等への応答義務等	市民からの意見などに対する応答義務、説明義務、救済機関など	受身のスタンスをどう変えるか
	12 付属機関等への運営	審議会等への委員の公募原則、会議の公開	
	13 住民投票	住民投票の発議及び請求、参加資格、開票、投票結果の取り扱いなど	外国人、未成年者などの参加資格
行政	1 首長の役割・責務	首長の役割・責務、自治体経営の原則	どのようなリーダーが望ましいか。補佐職の設置が可能か、多選禁止を入れるか
	2 執行機関の役割・責務	行政サービス提供の基本原則、出資団体に関する役割・責務等	
	3 職員の役割・責務	職員の心構え、行うべきこと、職員の育成など	
	4 執行機関の組織	市の組織編成、見直し、組織内でのげんばへの権限委譲など	
	5 行政手続	行政手続条例の再掲	
	6 政策法務	条例などの法務手段で政策課題を解決しようとする、その法務への市民参加	
	7 法令遵守と公益通報	適正・公正な市政運営、公益通報の範囲や通報先など	詳細は別規則などになることが多い
	8 財政運営の諸事項	財政運営の原則、財政基盤の強化、予算決算の公表方法、財産管理の方法、財政状況の公表、その対象団体など。	
議会	1 活動原則	議会の責務(重要事項の決定、監視評価、情報の公開、政策立案等)	地方自治法には、議会の政策立案、市民参加、協働などについての規定がほとんど無
	2 意思決定機能・監視機能の強化	意思決定、監視機能	地方自治法の再掲。監視機能を強化する仕組みを具体的に規定する場合もある
	3 情報公開	議会の市民に対する情報公開、共有、説明責任など	議会の責務、活動原則などに書かれることも多い
	4 市民参加	市民との意見交換をする機会、市民が議会で意見を述べる機会などの制度設計他	議会の責務、活動原則などに書かれることも多い
	5 自由討議	議会における自由な議論の充実に関する事項	議会の責務、活動原則などに書かれることも多い
	6 政策立案	政策立案機能の強化に関する事項(施策検討、調査などを含む)	議会の責務、活動原則などに書かれることも多い
	7 議員の役割	議員自身の意識や能力の方向性を示すもの	議員の責務などで書かれることが多い
市民・NPO・地域団体	1 自主的・主体的なまちづくり	市民のまちづくり活動としての町内会や、NPO活動を行う責務、その基本姿勢	
	2 協働のまちづくり	まちづくりを行政だけではなく、町内会、NPO、個人、事業主などと協力して進めていくこと、またその仕組み等	
	3 まちづくりと地域活動団体	町内会などの地域活動団体のまちづくりに参加する権利と責務、市民の地域活動団体に対する責務、行政の対応等	町内会として、自治会、町内会、自治協議会などがある。都市内分権を進める仕組みとして、自治協議会などの仕組みを設ける場合もある
	4 まちづくりとNPO	NPOの権利と責務、市民のNPOに対する責務、行政の対応等	
	5 活動団体の支援・育成	支援の考え方、具体的な支援策(人材育成、財政支援、組織作り支援等)、公共サービスへの参入機会等	支援は団体の自主性、自立性を損ねないものであること。市民活動促進条例などがある場合は詳細をそちらにゆだねるケースも多い
国その他の機関との連携	1 市外の人々との連携	在縁市民、交流市民を巻き込んだまちづくりのあり方	
	2 自治体・国等との連携協力	まちづくりのための近隣自治体、県国、国際協力などとの関係のあり方	県国などへ意見提案する、というものもある
実効性の確保	1 進捗状況の公表	個別条例、各種計画がこの条例に沿っているかなどの進捗状況の公表	
	2 条例の検討・見直し	条例が役割を果たすために、明示的な規定をおこなうもの	5年、4年などの期間を明示するものもある。
	3 推進・評価のための市民委員会	制度の評価、監視のための市民委員会の設置、及びその内容等	形骸化する恐れのある機関となりやすい